

ほくでんガスプラン（暖房プラス）

（需給契約要綱）

令和4年11月1日実施

北海道電力株式会社

ほくでんガスプラン（暖房プラス）

1 契約種別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、ほくでんガスプラン（暖房プラス）といたします。

2 対象となるお客さま

ガス標準約款（以下「標準約款」といいます。）の適用を受け、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 原則として、同一の需要場所において、同一の名義により、当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約を契約されること。
- (2) 同一の需要場所において、同一の名義により、当社が別に定めるほくでんガスプラン（一般料金）とあわせて契約されること。
- (3) 当社が、当社の定める方式により、この契約要綱により算定されたガス料金と(1)に該当する契約種別の電気料金を継続して一括して請求できること。
- (4) 専用住宅（居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場または事務所等の業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。）または併用住宅（店舗、作業場または事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。）において、消費機器のうち、暖房用、融雪用または給湯用にガスを使用する機器（以下「対象機器」といいます。）を使用し、対象機器の使用量を算定する専用のガスメーターが設置されること。ただし、併用住宅の場合は、対象機器が接続されたガスメーターの能力は 10 立方メートル毎時以下といたします。

3 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が 66,310 円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が 66,310 円を上回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(1) 料金表 A

使用量が、0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、申し受けません。

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	196円59銭
------------	---------

(2) 料金表 B

使用量が、20立方メートルをこえ、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,616円01銭
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	134円86銭
------------	---------

(3) 料金表 C

使用量が、30立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	2,423円30銭
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	125円73銭
------------	---------

(4) 料金表 D

使用量が、100立方メートルをこえ、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	2,692円13銭
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	123円04銭
------------	---------

(5) 料金表 E

使用量が、1,000立方メートルをこえる場合に適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	10,787円70銭
--------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	114円95銭
------------	---------

4 日割計算

- (1) 当社は、標準約款17(ガス料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合のガス料金は、(3)によって算定された日割計算後基本料金および(4)によって算定された従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が66,310円を下回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が66,310円を上回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。
- (2) (3)の日割計算後基本料金および(4)の従量料金の算定にあたっては、使用量がイによって算定された値までの場合は3(ガス料金)(1)の料金表Aを、使用量がイによって算定された値をこえ、ロによって算定された値までの場合は3(ガス料金)(2)の料金表Bを、使用量がロによって算定された値をこえ、ハによって算定された値までの場合は3(ガス料金)(3)の料金表Cを、使用量がハによって算定された値をこえ、ニによって算定された値までの場合は3(ガス料金)(4)の料金表Dを、使用量がニによって算定された値をこえる場合は3(ガス料金)(5)の料金表Eを、それぞれ適用いたします。

ただし、標準約款17(ガス料金の算定)(1)ハに該当する場合は、イ、ロ、ハおよびニの

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

なお、イ、ロ、ハおよびニによって算定された値の単位は、1立方メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{イ } 20 \text{ 立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ロ } 30 \text{ 立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ハ } 100 \text{ 立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ニ } 1,000 \text{ 立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (3) 日割計算後基本料金は、(2)により適用することとされた基本料金に以下の値を乗じてえた値といたします。

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、標準約款 17 (ガス料金の算定) (1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (4) 従量料金は、(2)により適用することとされた従量料金といたします。
- (5) (3)および(4)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (6) 標準約款 17 (ガス料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、標準約款 17 (ガス料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後のガス料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (7) ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(2)および(3)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ ガスの供給を開始した場合

開始日を含む検針期間の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む検針期間の日数といたします。

- (8) ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(2)および(3)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ ガスの供給を開始した場合

開始日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。

5 ガス料金の精算

お客さまが2（対象となるお客さま）(4)の条件を満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、当社が別に定めるほくでんガスプラン（一般料金）および電気ガスセット割引要綱にもとづきガス料金として算定される金額（電気ガスセット割引要綱の適用を受けていない場合は、当社が別に定めるほくでんガスプラン（一般料金）にもとづきガス料金として算定される金額といたします。）と既に申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

6 そ の 他

- (1) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (2) この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- (3) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この契約要綱は、令和4年11月1日から実施いたします。

2 原料費調整単価の適用開始時期

別表（原料費調整）1(2)によって算定された原料費調整単価は、令和5年3月の検針日以降に使用されるガスに適用するものとし、令和5年3月の検針日の前日までに使用されるガスには、附則3（原料費調整単価についての経過措置および特別措置）を適用いたします。

3 原料費調整単価についての経過措置および特別措置

- (1) 令和4年11月の検針日の前日までに使用されるガスに適用する原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロおよびハによって算定する場合は切り捨てます。

イ 1トン当たりの平均原料価格が66,310円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (66,310 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{別表(原料費調整)2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が66,310円を上回り、かつ、106,090円以下の場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 66,310 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表(原料費調整)2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ハ 1トン当たりの平均原料価格が106,090円を上回る場合

平均原料価格は、106,090円といたします。

$$\text{原料費調整単価} = (106,090 \text{ 円} - 66,310 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表(原料費調整)2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (2) 令和4年11月の検針日から令和5年3月の検針日の前日までに使用されるガスに適用する原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロおよびハによって算定する場合は切り捨てます。

イ 1トン当たりの平均原料価格が66,310円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (66,310 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{別表(原料費調整)2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 66,310 円を上回り、かつ、106,090 円以下の場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 66,310 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表(原料費調整)2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ハ 1 トン当たりの平均原料価格が 106,090 円を上回る場合

平均原料価格は、原料費調整単価の算定上、106,090 円を上回る 1 トン当たりの平均原料価格分に 50 パーセントを乗じてえた金額に 106,090 円を加えたものとしたします。

なお、平均原料価格の単位は、10 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 66,310 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表(原料費調整)2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (3) 別表(原料費調整)1(4)における「(2)によって算定された原料費調整単価」は、(1)によって算定された原料費調整単価を適用する場合、「附則 3(原料費調整単価についての経過措置および特別措置)(1)によって算定された原料費調整単価」に、(2)によって算定された原料費調整単価を適用する場合、「附則 3(原料費調整単価についての経過措置および特別措置)(2)によって算定された原料費調整単価」に読み替えるものとしたします。

別 表（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化石油ガス価格

$\alpha = 0.9503$

$\beta = 0.0546$

なお、各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均液化石油ガス価格の単位は、10 円とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が 66,310 円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (66,310 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 66,310 円を上回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 66,310 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 4 厘
-------------	---------